

# 帳簿書類の保存義務と 電子データによる保存の概要



**税関**  
Japan Customs

## 目 次

1. 帳簿書類の保存義務 .....	1
2. 電子データ等による保存 .....	4
3. 関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等 .....	5
4. 関税関係書類のスキャナ保存 .....	8
5. 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存 .....	10
(参考) 税関による調査 .....	12

この資料は、令和4年4月1日現在の法令等に基づいて作成されています。

# 1 帳簿書類の保存義務

輸入者又は輸出者は、輸出入した貨物に関する品名、数量及び価格等を記載した帳簿を備え付け、帳簿及び関係書類等を保存することが義務付けられています<sup>(注)</sup>。関税法の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿を「関税関係帳簿」と、保存しなければならないこととされている書類を「関税関係書類」といいます。

(注) 国際宅配便を利用して貨物を輸出入した場合や、輸出入した貨物が無償である場合を含みます。



## 輸入者の帳簿書類の保存義務

申告納税方式が適用される貨物を業として輸入する者は、関税関係帳簿書類等の保存が義務づけられています(関税法第94条第1項及び第94条の5)。

具体的には、次のような帳簿、書類及び電子取引の取引情報を保存する必要があります。

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	輸入の許可を受けた貨物の品名・数量・価格、仕出人の氏名又は名称、当該許可の年月日及び許可書の番号を記載したもの	7年間 (輸入の許可の日の翌日から起算)
書類	輸入の許可を受けた貨物の契約書、仕入書、運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、製造者又は売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他税関長に対して輸入の許可に関する申告の内容を明らかにする書類 ※ 輸入申告に際して税関に提出したものを除く	5年間 (輸入の許可の日の翌日から起算)
電子取引の取引情報	電子取引を行った場合における当該電子取引の取引情報	5年間 (輸入の許可の日の翌日から起算)

(注1) 関税関係帳簿に記載すべき事項の全部又は一部が関税関係書類又は輸入の許可書に記載されている場合は、当該全部又は一部の事項の関税関係帳簿への記載を省略することができます。関税関係帳簿への記載を省略した場合における関税関係書類又は輸入の許可書の保存期間は7年間です。

(注2) 特例輸入者に係る特例申告貨物についても同様に関税関係帳簿書類及び電子取引の取引情報を保存する必要があります(関税法第7条の9)。その場合における保存期間は、輸入の許可の日の属する月の翌月末日の翌日から起算します。

## 輸出者の帳簿書類の保存義務

貨物(本邦から出国する者がその出国に際して携帯して輸出する貨物及び輸出申告を行わない郵便物を除きます。)を業として輸出する者は、関税関係帳簿書類等の保存が義務

づけられています(関税法第94条第2項及び第94条の5)。具体的には、次のような帳簿、書類及び電子取引の取引情報を保存する必要があります。

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	輸出の許可を受けた貨物の品名・数量・価格、仕向人の氏名又は名称、当該許可の年月日及び許可書の番号を記載したもの	5年間 (輸出の許可の日の翌日から起算)
書類	輸出の許可を受けた貨物の契約書、仕入書、包装明細書、価格表、製造者又は売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他税関長に対して輸出の許可に関する申告の内容を明らかにする書類 ※ 輸出申告に際して税関に提出したものを除く	5年間 (輸出の許可の日の翌日から起算)
電子取引の取引情報	電子取引を行った場合における当該電子取引の取引情報	5年間 (輸出の許可の日の翌日から起算)

(注1) 関税関係帳簿に記載すべき事項の全部又は一部が関税関係書類又は輸出の許可書に記載されている場合は、当該全部又は一部の事項の関税関係帳簿への記載を省略することができます。

(注2) 特定輸出者に係る特定輸出貨物についても同様に関税関係帳簿書類及び電子取引の取引情報を保存する必要があります(関税法第67条の8)。

### 保存が必要な書類(補足)

輸入に関して保存する「製造者又は売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類」及び「その他税関長に対して輸入の許可に関する申告の内容を明らかにする書類」とは、例えば、総勘定元帳、補助台帳、補助簿、振替伝票、決済書類等の経理関係書類や発注関係書類、契約書、往復文書等の貿易関係書類、通関関係書類(提出したものを除く)等の関係書類をいいます。また、経済連携協定に基づき輸出者又は生産者が作成した締約国原産品申告書を税関に提出した場合に輸入者が保存しなければならない書類は、輸入者が保有する製品の原産性の確認に必要となる書類となります。加えて、輸入者が作成した締約国原産品申告書を税関に提出した場合に輸入者が保存しなければならない書類は、原産品であることを明らかにするために税関に提出した書類の裏付けとなる資料その他製品の原産性の確認に必要となる書類となります。

一方、輸出に関して保存する「製造者又は売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類」及び「その他税関長に対して輸出の許可に関する申告の内容を明らかにする書類」とは、例えば、発注関係書類、往復文書等の貿易関係書類、通関関係書類(提出したものを除く)等の関係書類をいいます。

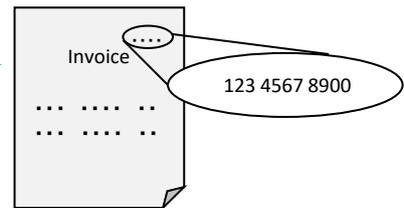
参考  
1

## 帳簿書類の整理の方法

関税関係帳簿の記載事項と関税関係書類は、その関係が輸出入の許可書の番号その他の記載事項により明らかであるように整理して保存することとされています。電子データにより保存する場合も同様です。具体的には、以下のような方法が考えられます。

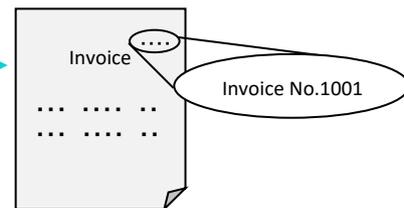
### ☑ 帳簿に記載されている許可書の番号を書類に付す方法

許可年月日	許可書番号	仕出人	品名	数量	価格
2022/11/1	123 4567 8900	*****	*****	**	***

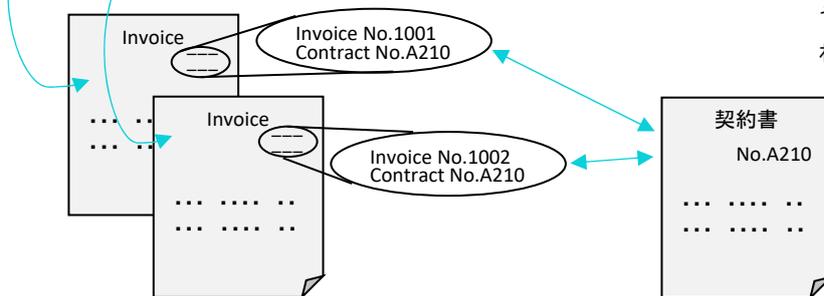


### ☑ 帳簿と書類の双方に共通した番号(仕入書番号、契約書番号等)を付す方法

許可年月日	許可書番号	仕出人	品名	数量	価格	仕入書番号
2022/11/1	*****	*****	*****	**	***	1001



許可年月日	許可書番号	仕出人	品名	数量	価格	仕入書番号
2022/11/1	*****	*****	*****	**	***	1001
2022/11/3	*****	*****	*****	**	***	1002



他の書類を確認することによって帳簿の記載事項に関連する書類が確認できるようにしておく方法でも、帳簿の記載事項と書類との関係が明らかであるように整理されているものとして取り扱われます。

## 2 電子データ等による保存

関税関係帳簿書類のうち電子計算機(コンピュータ)を使用して作成しているものについては、一定の要件の下で、電磁的記録(電子データ)又は電子計算機出力マイクロフィルム(Computer Output Microfilm: COM)による保存が認められます。

また、取引の相手先から受け取った仕入書等及び自己が作成したこれらの写し等の関税関係書類について、一定の要件の下で、書面による保存に代えて、スキャナで読み取った電

磁的記録による保存が認められます。

さらに、電子取引により授受した取引情報の電磁的記録による保存についても、一定の要件が定められています。



種類	作成方法	保存方法		
		原則	特例	
帳簿	自己が最初から一貫してコンピュータで作成	出力した紙	<div style="border: 1px solid orange; padding: 2px;">オリジナルの電子データ</div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 2px;">電子計算機出力マイクロフィルム(COM)</div>	➡ 5ページ
	その他(手書きなど)	オリジナルの紙		
書類	<div style="border: 1px solid lightblue; padding: 2px;">発行(控)</div> <div style="border: 1px solid lightblue; padding: 2px;">受領</div>	自己が最初から一貫してコンピュータで作成	<div style="border: 1px solid orange; padding: 2px;">オリジナルの電子データ</div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 2px;">電子計算機出力マイクロフィルム(COM)</div>	➡ 5ページ
		その他	オリジナルの紙	<div style="border: 1px solid orange; padding: 2px;">スキャンした電子データ</div>
電子取引の取引情報		<div style="border: 1px solid orange; padding: 2px;">電子データ</div>	<div style="border: 1px solid orange; padding: 2px;">出力した紙</div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 2px;">電子計算機出力マイクロフィルム(COM)</div>	➡ 10ページ

(注)  一定の要件あり。各ページ参照。

# 3 関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等

## 関税関係帳簿

関税関係帳簿のうち電子計算機を使用して作成している関税関係帳簿については、一定の要件の下で、電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム(COM)による備付け及び保存が認められます(関税法第94条の2第1項・第94条の3

第1項)。

電磁的記録又はCOMによる関税関係帳簿書類の備付け及び保存にあたって満たす必要がある要件の一覧は、6ページの【表1】のとおりです。

### 過少申告加算税の軽減措置

令和3年度関税改正において、関税関係帳簿について、優良な電子帳簿の要件を満たして電磁的記録又はCOMによる備付け及び保存を行い、本措置の適用を受ける旨を記載した届出書をあらかじめ税関長に提出している保存義務者について、その関税関係帳簿に記載された事項に関し修正申告又は更正があった場合には、過少申告加算税が5%軽減される措置が整備されました(関税法第12条の2第3項)。優良な電子帳簿の要件は、6ページ【表1】の「優良帳簿」欄のとおりです。

なお、輸入貨物に係る消費税についても、同様の措置が整備されています(電子帳簿保存法第8条第4項)。関税、消費税ともに、申告漏れについて、隠蔽し、又は仮装された事実がある場合には、本措置の適用はありません。

関税及び輸入貨物に係る消費税についての適用の届出は、「関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書」(税関様式C-9300)を提出することにより行うこととされています。様式については、税関ウェブサイトでご確認ください。

## 関税関係書類

関税関係書類のうち電子計算機を使用して作成している関税関係書類については、一定の要件の下で、電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム(COM)による保存が認められます(関税法第94条の2第2項・第94条の3第2

項)。

電磁的記録又はCOMによる関税関係書類の保存にあたって満たす必要がある要件の一覧は、7ページの【表2】及び【表3】のとおりです。

【表1】 関税関係帳簿の電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム(COM)による保存等の要件

項番	保存要件	関税法 施行規則	優良帳簿 ※1、2		優良以外の帳簿	
			電磁的記録	COM	電磁的記録	COM
1	システム関係書類等(システム概要書類、システム開発に際して作成した書類、システム操作説明書、電子計算機処理並びに電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類)の備付け	10I① (10の2I)	○	○	○	○
2	① 電磁的記録の保存場所への電子計算機、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作説明書の備付け ② 電磁的記録の記録事項を画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力可能	10I② (10の2I)	○	○	○	○
3	税関職員による電磁的記録の提示・提出の要求に対応可能	10I③ (10の2I)	－ ※4	－ ※4	○ ※6	○ ※6
4	COMの作成・保存に関する事務手続に関する書類の備付け	10の2I① イ	－	○	－	○
5	COMの保存義務者(法人の場合は、帳簿保存事務の責任者)による電磁的記録が真正に出力されCOMが作成された旨を証する記載及びその氏名、COMの作成責任者の氏名並びに作成年月日が記載された書類の備付け	10の2I① ロ	－	○	－	○
6	① COMの保存場所へのマイクロフィルムリーダープリンタ及び操作説明書の備付け ② COMの内容を画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力可能	10の2I②	－	○	－	○
7	① 電磁的記録の記録事項の訂正削除履歴を確認可能 ② 通常の業務処理期間の経過後の入力履歴を確認可能	2IV①イ (2IV②イ)	○	○		
8	関税関係帳簿に関連する関税関係書類との相互関連性を輸入の許可書の番号その他の記録事項により明らかであるよう整理すること	2IV①ロ (2IV②イ)	○	○	－ ※6	
9	電磁的記録の記録事項に係る検索機能の確保 ※3	2IV①ハ (2IV②イ)	○ ※4	○ ※4		
10	COMに出力された電磁的記録に、訂正削除履歴及び通常の業務処理期間の経過後の入力履歴が含まれていること	2IV②ロ	－	○	－	
11	輸入の許可の年月日によりCOMの特定が可能な索引簿の備付け	2IV②ハ	－	○	－	－ ※6
12	COMごとの記録事項の索引を索引用COMに出力しておくこと	2IV②ニ	－	○	－	
13	COMによる保存に併せ、関税関係帳簿の保存期間の初日から3年間、次のいずれかの措置を講じておくこと ① a. 電磁的記録の保存場所への電子計算機、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作説明書の備付け並びに電磁的記録の記録事項を画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力可能 b. 電磁的記録の記録事項の検索機能の確保 ※3 ② COMの記録事項の検索機能の確保 ※3	2IV②ホ	－	○ ※5	－	

- ※1 関税関係帳簿の電磁的記録等による保存に係る過少申告加算税の特例措置の適用を受けようとする場合は、税関長への事前届出が必要。
- ※2 関税関係帳簿の記載事項の全部を関税関係書類又は輸入の許可書に記載したことにより、関税関係帳簿の記載事項の全部の記載を省略している場合を除く。
- ※3 検索機能として次の3つの要件を満たすものを確保。
  - ① 貨物の品名及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに輸入の許可年月日を検索条件として設定可能
  - ② 上記①のうち貨物の価格及び輸入の許可年月日について、範囲を指定して検索可能
  - ③ 上記①のうち2以上の任意の項目を組み合わせで検索可能
- ※4 項番3の要件を満たす場合には、検索機能のうち※3②及び③は不要となる。
- ※5 検索機能については、項番3の要件を満たす場合には、検索機能のうち※3②及び③は不要となる。
- ※6 優良帳簿の要件を全て満たしている場合には、項番3の要件は不要となる。

(注) 輸出者が備付け及び保存をする関税関係帳簿については、表及び※中「輸入」とあるのは「輸出」と、「仕出人」とあるのは「仕向人」と、読み替えて適用されます。

【表2】 関税関係書類の電磁的記録による保存要件

項番	保存要件	関税法 施行規則	書類
1	システム関係書類等(システム概要書類、システム開発に際して作成した書類、システム操作説明書、電子計算機処理並びに電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類)の備付け	10I① (10II)	○
2	① 電磁的記録の保存場所への電子計算機、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作説明書の備付け ② 電磁的記録の記録事項を画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力可能	10I② (10II)	○
3	税関職員による電磁的記録の提示・提出の要求に対応可能	10I③ (10II)	○ ※
4	電磁的記録の記録事項に係る検索機能(取引年月日その他の日付を検索項目として設定可能、かつ、その範囲を指定して検索可能)の確保	10II	- ※

※ 項番4の要件を満たしている場合には、項番3の要件は不要となる。

【表3】 関税関係書類の電子計算機出力マイクロフィルム(COM)による保存要件

項番	保存要件	関税法 施行規則	書類
1	システム関係書類等(システム概要書類、システム開発に際して作成した書類、システム操作説明書、電子計算機処理並びに電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類)の備付け	10I① (10の2II)	○
2	税関職員による電磁的記録の提示・提出の要求に対応可能	10I③ (10の2II)	○ ※1
3	COMの作成・保存に関する事務手続に関する書類の備付け	10の2I① イ	○
4	COMの保存義務者(法人の場合は、書類保存事務の責任者)による電磁的記録が真正に出力されCOMが作成された旨を証する記載及びその氏名、COMの作成責任者の氏名並びに作成年月日が記載された書類の備付け	10の2I① ロ	○
5	① COMの保存場所へのマイクロフィルムリーダープリンタ及び操作説明書の備付け ② COMの内容を画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力可能	10の2I②	○
6	輸入の許可の年月日によりCOMの特定が可能な索引簿の備付け	2IV②ハ (10の2II)	
7	COMごとの記録事項の索引を索引用COMに出力しておくこと	2IV②ニ (10の2II)	
8	COMによる保存に併せ、関税関係書類の保存期間の初日から3年間、次のいずれかの措置を講じておくこと ① a. 電磁的記録の保存場所への電子計算機、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作説明書の備付け並びに電磁的記録の記録事項を画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力可能 b. 電磁的記録の記録事項の検索機能の確保 ※2 ② COMの記録事項の検索機能の確保 ※2	2IV②ホ (10の2II)	- ※1

※1 項番6～8の要件を全て満たしている場合には、項番2の要件は不要となる。

※2 検索機能として次の3つの要件を満たすものを確保。なお、項番2の要件を満たす場合は、次の要件のうち②及び③は不要となる。

- ① 取引年月日その他の日付、取引金額、取引先を検索条件として設定可能
- ② 上記①のうち日付又は取引金額について、範囲を指定して検索可能
- ③ 上記①のうち2以上の任意の記録項目を組み合わせて検索可能

(注) 輸出者が保存をする関税関係書類については、表中「輸入」とあるのは「輸出」と読み替えて適用されます。

# 4 関税関係書類のスキヤナ保存

スキヤナ保存制度は、取引の相手先から受け取った仕入書等及び自己が作成したこれらの写し等の関税関係書類について、一定の要件の下で、書面による保存に代えて、スキヤナで読み取った電磁的記録による保存が認められる制度で

す(関税法第94条の2第3項)。

スキヤナ保存にあたって満たす必要がある要件の一覧は、9ページの【表4】のとおりです。

## ◆「スキヤナ」とは？

「スキヤナ」とは、書面(紙)の関税関係書類を電磁的記録に変換のうえ入力する装置をいい、いわゆる「スキヤナ」や「複合機」として販売されている機器が該当することになります。

また、例えば、スマートフォンやデジタルカメラ等についても、上記の入力装置に該当すれば、「スキヤナ」に含まれることとなります。

## ◆ 一般書類

関税関係書類のうち財務大臣が定める書類(一般書類)については、入力期間の制限なく入力することができることとされており、その書類については、平成17年財務省告示第131号により告示されています。

一般書類以外の書類	一般書類
資金や物の流れに直結・連動する書類	資金や物の流れに直結・連動しない書類
(例) 契約書、請求書、納品書、原産地証明書、帳簿への記載を省略した場合において記載を省略した事項が記載されている書類	(例) 見積書、注文書

## ◆ 過去分重要書類

スキヤナ保存を行う保存義務者は、スキヤナ保存を開始する日前に作成又は受領した一般書類以外の書類(過去分重要書類)について、税関長に適用届出書(税関様式C-9345)を提出したときは、事務の手続きを明らかにした書

類の備付けを行うことにより、過去分重要書類についてスキヤナ保存をすることができます。ただし、適用届出書は、従前において同一種類の過去分重要書類に係る適用届出書を提出している場合は、提出することができません。

## 重加算税の加重措置



令和3年度関税改正において、保存要件に従ってスキヤナ保存が行われている関税関係書類に係る電磁的記録若しくは保存要件に従ってスキヤナ保存が行われていない関税関係書類に係る電磁的記録又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録に記録された事項に関し、修正申告又は更正があった場合に、隠蔽・仮装された事実に基づき生じた申告漏れ等について課される重加算税の額については、通常課される重加算税の金額に、その重加算税の基礎となるべき税額の10%に相当する金額を加算した金額とすることとされました(関税法第12条の4第3項)。

【表4】 関税関係書類のスキャナ読取りでの電磁的記録による保存要件

項番	保存要件	関税法施行規則	一般書類以外の書類	一般書類※1
1	入力期間の制限	10IV①	スキャナ装置による記録事項の入力を次のいずれかの方法により行うこと ① 入力をその作成又は受領後、速やかに行う ② 入力をその業務の処理に係る通常の間を経過した後、速やかに行う（関税関係書類の作成又は受領から入力までの各事務処理に関する規程を定めている場合に限る）	適時に入力
2	一定水準以上の解像度	10IV②イ(1)	解像度が200dpi相当以上	
3	カラー画像による読取り	10IV②イ(2)	赤色、緑色及び青色がそれぞれ256階調以上（24ビットカラー）	白黒階調（グレースケール）での読取りも可
4	タイムスタンプの付与※2	10IV②ロ	総務大臣又は（一財）日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプ（記録事項が変更されていないことについて保存期間を通じて確認することができ、1月以上の任意の期間を指定して一括して検証可能なものに限る。）を、次のいずれかの方法により、一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に付すこと ① 入力をその作成又は受領後、速やかに行う ② 入力をその業務の処理に係る通常の間を経過した後、速やかに行う（関税関係書類の作成又は受領からタイムスタンプを付すまでの各事務処理に関する規程を定めている場合に限る）	左記①又はスキャナで読み取る際若しくは②又はスキャナで読み取る際に行う
5	読取り情報の保存	10IV②ハ(1)	読取り時の解像度及び階調情報の保存	
6		10IV②ハ(2)	読み取った関税関係書類の大きさ情報の保存（作成又は受領者が読み取る場合、A4サイズ以下の書類については不要）	—
7	電磁的記録に係る訂正削除履歴の確保	10IV②ニ	電磁的記録の記録事項が、次のいずれかの要件を満たす電子計算機処理システムであること ① 記録事項の訂正削除履歴を確認可能 ② 記録事項について訂正削除ができない	
8	入力者等情報の確認	10IV③	関税関係書類に係る記録事項の入力を行う者又はその入力者を直接監督する者に関する情報を確認できるようにしておくこと	
9	関税関係帳簿との相互関連性の確保	10IV④	関税関係書類に関連する関税関係帳簿との相互関連性を輸入又は輸出の許可書の番号その他の記録事項により明らかであるよう整理すること	
10	ディスプレイの備付け等	10IV⑤	① 電子計算機、プログラム、映像面の最大径が35cm以上のカラーディスプレイ及びカラープリンタ並びに操作説明書の備付け ② 電磁的記録について、次の状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと イ 整然とした形式 ロ 関税関係書類と同程度に明瞭 ハ 拡大又は縮小して出力可能 ニ 4ポイントの大きさの文字を認識可能	① ディスプレイ及びプリンタはカラーでなくて可
11	検索機能の確保※3	10IV⑥	電磁的記録の記録事項に係る検索機能として次の3つの要件を満たすものを確保 ① 取引年月日その他の日付、取引金額、取引先を検索条件として設定可能 ② 上記①のうち日付又は取引金額について、範囲を指定して検索可能 ③ 上記①のうち2以上の任意の記録項目を組み合わせて検索可能	
12	システム関係書類等の備付け	10I①(10IV⑦)	システム概要書類、システム開発に際して作成した書類、操作説明書、電子計算機処理並びに電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類の備付け	

※1 電磁的記録の保存に併せて、電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手続を明らかにした書類（その事務の責任者が定められているものに限る。）の備付けが必要。

※2 項番1の要件①又は②に掲げる方法により当該関税関係書類の記録事項を入力したことを確認することができる場合には、タイムスタンプの付与に代えることができる。

※3 税関職員による電磁的記録の提示・提出の要求に対応可能な場合は、項番11の要件のうち②及び③は不要となる。

（注） 輸出者が保存をする関税関係書類については、表中「輸入」とあるのは「輸出」と読み替えて適用されます。

# 5 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存

帳簿書類の保存義務がある輸入者又は輸出者が電子取引を行った場合には、一定の要件の下で、その取引情報を電磁的記録により保存しなければならないこととされています（関税法第94条の5）。

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存にあたって満たす必要がある要件の一覧は、【表5】のとおりです。

当該電磁的記録を書面又は電子計算機出力マイクロフィルム(COM)に出力して保存することも認められます。

## ◆「電子取引」と「取引情報」

「電子取引」とは、取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいいます。具体的には、いわゆるEDI取引、インターネット等による取引、電子メールやSNSにより取引情報を授受する取引(添付ファイルによる場合を含みます。)、インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受

する取引等をいいます。

「取引情報」とは、貨物の取引に関して受領し、又は交付する契約書、仕入書、包装明細書、価格表、製造者又は売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいいます。

【表5】 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存要件

項番	保存要件	関税法 施行規則
1	① 電磁的記録の保存場所への電子計算機、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作説明書の備付け ② 電磁的記録の記録事項を画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力可能	10I② (10の3)
2	電磁的記録の記録事項に係る検索機能として次の3つの要件を満たすものを確保 ※ ① 取引年月日その他の日付、取引金額、取引先を検索条件として設定可能 ② 上記①のうち日付又は取引金額について、範囲を指定して検索可能 ③ 上記①のうち2以上の任意の記録項目を組み合わせて検索可能	10IV⑥ (10の3)
3	システム概要書類の備付け	10I①イ (10の3)
4	次のいずれかの措置を行った上で、電磁的記録を保存すること	
	① 電磁的記録の記録事項について、タイムスタンプが付された後に授受を行うこと	10の3I①
	② 次のいずれかの方法により電磁的記録の記録事項へのタイムスタンプを付すとともに、電磁的記録を保存する者又はその者を直接監督する者を確認できるようにしておくこと イ タイムスタンプを付すことを取引情報の授受後、速やかに行う。 ロ タイムスタンプを付すことをその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに行う(取引情報の授受から記録事項にタイムスタンプを付すまでの各事務処理に関する規程を定めている場合に限る)。	10の3I②
	③ 次のいずれかの要件を満たす電子計算機処理システムを使用して取引情報の授受及び電磁的記録の保存を行うこと イ 電磁的記録の記録事項の訂正削除履歴を確認可能 ロ 電磁的記録の記録事項について訂正削除ができないこと	10の3I③
④ 電磁的記録の記録事項について正当な理由がない訂正削除の防止に関する規程を定め、当該規程に沿った運用を行い、電磁的記録の保存に併せてその規程を備え付けること	10の3I④	

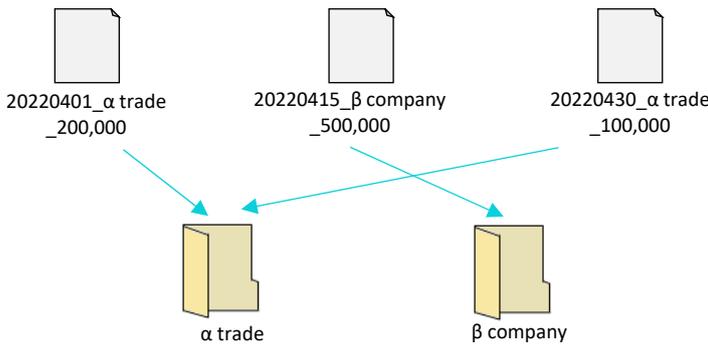
※ 税関職員による電磁的記録の提示・提出の要求に対応可能な場合は、項番2の要件のうち②及び③は不要となる。

参考  
2

## 電子データの保存方法

関税関係書類をスキャンしたデータや電子取引の取引情報にかかる電子データを保存する場合には、検索機能の確保の要件を満たす必要がありますが、以下のような方法で保存すれば、当該要件を満たすこととなります。

### ☑ 電子データのファイル名に、規則性をもって内容を表示する方法

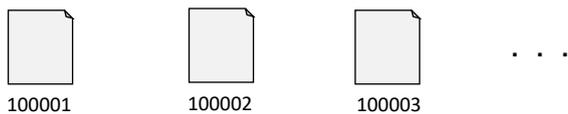


①ファイル名を「取引年月日その他の日付」、「取引先」、「取引金額」を含み、統一した順序で入力

②「取引の相手先」や「各月」など任意のフォルダに格納して保存。

(注)税関職員からダウンロードの求めがあった場合には、上記のデータについて提出してください。

### ☑ 電子データに番号を付して、内容については索引簿で管理する方法



①ファイル名に連番を入力

ファイル番号	取引年月日 その他の日付	取引先	金額	備考
100001	20220401	α trade	200,000	契約書
100002	20220415	β company	500,000	仕入書
100003	20220430	α trade	100,000	仕入書
...				
...				
...				

②エクセル等の表計算ソフトにより、保存データに係る「取引年月日その他の日付」、「取引先」、「金額」の情報を入力して一覧表を作成し、当該表計算ソフトの機能により、入力された項目間で範囲指定、2以上の任意の記録項目を組み合わせ条件設定をすることが可能な状態とする。

# (参考) 税関による調査

## 事後調査

### ◆ 調査の目的

(輸出者に対する調査)

輸出された貨物にかかる手続きが関税法等関係諸法令の規定に従って、正しく行われているか否かを確認し、不適正な申告を行った者に対しては適切な申告を行うよう指導を行い、さらに、企業における適正な輸出管理体制・通関処理体制の構築を促すことで、適正かつ迅速な輸出通関の実現を目的としています。

### ◆ 調査の方法

貨物の通関後、輸出入者の事業所等を個別に訪問する等して、輸出入貨物についての契約書、仕入書その他の貿易関係書類や会計帳簿書類等を調査し、また、必要な場合には取引先等についても調査を行い、輸出入申告や納税申告の内容が適切かどうかを確認します。

なお、調査の結果、輸出入申告や納税申告内容に誤りがあることを確認した場合には、輸出入者に適切な指導を行い、輸出者の方には適正な輸出管理体制を構築していただき、また、輸入者の方には修正申告をして不足税額等を納付していただきます。その他、税関において課税価格や税額等を更正すること等により、不足税額等を納付していただくことがあります。

(輸入者に対する調査)

輸入貨物の通関後における税関による税務調査のことであり、輸入された貨物に係る納税申告が適正に行われているか否かを事後的に確認し、不適正な申告はこれを是正するとともに、輸入者に対する適切な申告指導を行うことにより、適正な課税を確保することを目的として実施しています。



### 事後調査関連の規定等

事後調査は、関税法第105条(税関職員の権限)の規定に基づいて行うものです。

帳簿書類等の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載・記録をした帳簿書類等を提示・提出した場合には、罰則が科されることがあります。

なお、関税法の規定に違反して帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又は帳簿を隠した場合についても、罰則が科されることがあります。

---

## 原産地の事後確認

---

### ◆ 事後確認の目的

経済連携協定又は一般特惠関税制度を利用して特惠税率を適用するためには、輸入する貨物が相手国の原産品である必要があります。

「事後確認」とは、特惠税率を適用して輸入申告された貨物について、各経済連携協定及び関税関係法令の規定に基づ

き、輸入通関後にその貨物が相手国の原産品であるか否かについての確認を行うことをいいます。

輸入申告された貨物が原産品であることを事後的に確認することによって、特惠税率の便益の適正な確保を目的としています。

### ◆ 事後確認の方法

輸入者に対する事後確認は、書面での情報提供要請又は輸入者等の事業所を個別に訪問して行う調査(事後調査)により実施され、輸入者から提出された資料等に基づき、輸入申告された貨物が相手国の原産品であるか否かを確認します。また、上記の方法により輸入申告された貨物が原産品であることを確認できない場合には、税関から輸出者又は生産者に対し、当該貨物が原産品であるか否かについての情報提供要請や現地への訪問による検証を行うことがあります。以上の結果、輸入申告された貨物が原産品であることを確認できない場合には、特惠税率の適用が否認されます。

なお、日EU協定及び日英協定において輸入者自己申告に基づき特惠税率を適用した場合、協定上、輸入国税関は輸出者又は生産者に対して当該貨物が原産品であるか否かについての情報提供要請や現地への訪問による検証を実施することができません。そのため、輸入者が貨物の原産性を証明できない場合、特惠税率の適用が否認されますのでご注意ください。

---

## 犯則調査

---

「犯則調査」は、事後調査とは別に、不正な手段により故意に関税を免れた納税義務者(輸入者)に対して、正しい税を課すほか、反社会的行為(犯罪行為)に対して刑事責任を追究するため、犯罪捜査に準ずる方法でその事実の解明を行う調査です。

関税のほ脱事犯に係る犯則調査は、大口・悪質な脱税者の刑事責任を追究し、その一罰百戒の効果を通じて、適正かつ公平な課税を実現するための重要な使命を担っています。

「犯則調査」は、関税法の規定に基づき、任意で犯則嫌疑者又は参考人に対して、出頭を求め、質問したり、所持する物件などを検査するほか、必要があれば、裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、捜索、差押といった強制調査を行い、事実の解明を行います。

なお、調査の結果、不正な手段により故意に関税を免れたもの等(犯則)の心証を得たときは、税関長による通告処分又は検察官への告発が行われることになります。

### お問い合わせ先 (事後調査部門)

函館税関	(輸入) 0138-40-4272 (輸出) 0138-40-4282
東京税関	(輸入) 03-3599-6646 (輸出) 03-3599-6434
横浜税関	(輸入) 045-212-6146 (輸出) 045-212-6058
名古屋税関	(輸入) 052-654-4186 (輸出) 052-654-4201
大阪税関	(輸入) 06-6576-3338 (輸出) 06-6576-3212
神戸税関	(輸入) 078-333-3111 (輸出) 078-333-3192
門司税関	(輸入) 050-3530-8382 (輸出) 050-3530-8402
長崎税関	(輸入) 095-828-8709 (輸出) 095-828-8943
沖縄地区税関	098-862-8668

## 安全安心な社会を目指して

密輸情報の提供にご協力ください

密輸ダイヤル

シロイ クロイ

☎ 0120-461-961

麻薬・拳銃などの密輸や、知的財産侵害物品に関する情報を求めています。



### @Custom\_kun

税関の取組みについて、税関イメージキャラクターの「カスタム君」の“つぶやき”を通じて発信します。



### @Japan.Customs

税関ホームページに掲載する情報を中心に、税関からお知らせしたい情報を発信します。



### 税関チャンネル

税関の取組みを、動画でわかりやすく紹介しています。

税関 WEB サイト

<https://www.customs.go.jp>



帳簿書類の保存義務と  
電子帳簿等保存制度

<https://www.customs.go.jp/shiryo/chobo.htm>



税関チャットボットに  
質問する